

ネットワークセキュリティ維持税制のご案内

総務省情報通信政策局

我が国のインターネットセキュリティの向上を図るため、インターネットに接続する法人又は個人事業者が適切な措置を講じることを促進する方策として、「ネットワークセキュリティ維持税制」を実施しています。

制度の概要は、以下のとおりです。

<対象者>

法人又は個人事業者

<対象設備>

対象設備名	概要
ネットワークセキュリティ維持装置 (地方総合通信局長等の証明を受けたものに限ります。)	次の条件を満たす電気通信機器であること。 1 あらかじめ設定された通信プロトコルのみを送信及び受信する機能並びにあらかじめ設定された特徴の packets を含む通信を遮断する機能を有すること。 2 電気通信回線に接続されるものであること。 3 取得価格が250万円以上であること。

<税制支援の内容>

(1) 軽減措置

地方税 「固定資産税」について、取得後5年分について課税標準を5/6に圧縮することが認められます。

(2) 適用期間

2004年4月1日から2006年3月31日

(3) 参考

国税(所得税、法人税)に係る税制については、「IT投資促進税制」をご利用ください。

<手続き>

(1) 証明手続き

ネットワークセキュリティ維持税制のご利用にあたっては、地方総合通信局(沖縄においては、沖縄総合通信事務所)が発行する証明書が必要となります。証明書の発行に係る申請は、次の書類を作成のうえ、対象設備の所在地を管轄する地方総合通信局へ提出ください。

地方総合通信局へ提出する申請書類

証明申請書（別添様式）

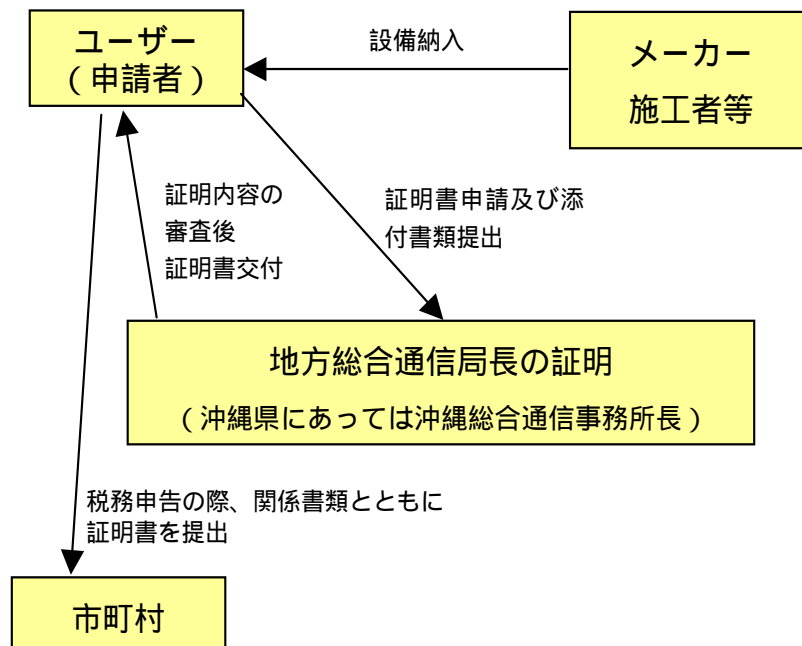
添付書類

- ・ あらかじめ設定された通信プロトコルのみを送信及び受信する機能並びにあらかじめ設定された特徴のパケットを含む通信を遮断する機能を有することを示す書類（製品カタログ又はパンフレット若しくはこれらの写しでも可）。
- ・ 電気通信回線に接続されることを示す書類
- ・ 1台又は1基の取得価格が250万円以上であることを示す書類

（2）税務申告手続き

税務申告の際に、関係書類とともに証明書を市町村に提出します。

【スキーム図】



総務省総合通信局の所在地・電話番号

北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
【電気通信事業課】011-709-2311(代)(内線4704)

東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
【電気通信事業課】022-221-9578

関東総合通信局 〒100-8795 千代田区丸の内1-6-1
【電気通信事業課】03-5220-5397

信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
【電気通信事業課】026-234-9948

北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
【電気通信事業課】076-233-4421

東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
【電気通信事業課】052-971-9402

近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
【電気通信事業課】06-6942-8518

中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
【電気通信事業課】082-222-3377

四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5
【電気通信事業課】089-936-5042

九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸1-4
【電気通信事業課】096-326-7823

沖縄総合通信事務所 〒900-8797 那覇市東町26-29
【情報通信課】098-865-2302

本税制に関してご不明な点がある場合は、**お近くの各地方総合通信局等** 又は **総務省情報通信政策局情報セキュリティ対策室** (TEL 03-5253-5749) までにお問い合わせ下さい。

地方税法施行規則附則第 6 条第 8 3 項に規定する
電気通信設備であることの証明申請書

総合通信局長 殿

申請年月日 平成 年 月 日

住所

申請者名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

(連絡先 電話： 担当者：)

地方税法施行規則附則第 6 条第 8 3 項に規定する電気通信設備であることについて、証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

証明を受けようとする 電気通信設備の名称	ネットワークセキュリティ 維持装置
所在地	
製造社名/型式及び数量	
取得年月日	
取得価額 (1台又は1基ごとの取得価額を記載すること。)	円

本申請に係る電気通信設備は、地方税法施行規則附則第 6 条第 8 3 項に規定する電気通信設備であることについて証明します。

第 号
平成 年 月 日

総合通信局長